

訪問看護
介護予防訪問看護
大杉病院訪問看護ステーション

当施設は介護保険の指定を受けています。

（岡山県指定 第 336099042 号）

重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日 改訂

1. 設置者

法人の名称	医療法人慶真会
法人の所在地	岡山県高梁市柿木町 24
代表者名	理事長 菅田 吉昭
電話番号	(0866) 22-5155

2. 事業所の概要

事業所の名称	大杉病院訪問看護ステーション
事業の種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所の所在地	岡山県高梁市柿木町 28 番地 1
事業者番号	3360990042 (医療 099, 004, 2)
管理者名	末永 京子
電話番号	(0866) 56-1800
FAX	(0866) 22-1535
実施地域	旧高梁市内

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態、要支援状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能向上を目的とする。

(2) 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援するものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

4. 営業日

営業日	月～金
営業時間	受付時間：午前8時30分～午後5時30分
定休日	土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月30日～1月3日）

5. 職員体制

管理者	看護師 末永 京子
看護師等	看護師 2 名以上(病院兼務を含む) 准看護師 3 名以上(病院兼務を含む)

6. 担当職員の変更

- ① いつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由が無い限り、変更の申し出に応じます。
- ② 当事業所は、担当の訪問看護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護職員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者様又はご家族の了解を得ます。

7. 利用料

利用者負担金は、料金の 1 割または 2 割または 3 割負担となります。

(1) 介護保険

※利用者負担金は、負担割合が 1 割の場合

訪問看護サービス

* 看護師が訪問する場合

利用時間等	基本料金	利用者負担金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	3140円	314円	392円	471円
30分未満	4710円	471円	588円	706円
30分以上	8230円	823円	1028円	1234円
1時間以上1時間30分未満	11280円	1128円	1410円	1692円

* 准看護師が訪問する場合

利用時間等	基本料金	利用者負担金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	2830円	283円	354円	425円
30分未満	4240円	424円	530円	636円
30分以上1時間未満	7410円	741円	926円	1112円
1時間以上1時間30分未満	10150円	1015円	1269円	1523円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

※医療保険での訪問看護サービスの場合は、一般の健康保険は3割負担、後期高齢者対象の方は1割負担、但し一定以上の所得がある方は2割、現役並所得者の方は3割負担となります。なお、指定難病や生活保護世帯など各種医療助成制度の該当の方の自己負担額は異なりますので、公的保険証を確認させていただき、ご説明をいたします。

介護予防訪問看護サービス

＊看護師が訪問する場合

利用時間等	基本料金	利用者負担金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	3030円	303円	378円	454円
30分未満	4510円	451円	563円	676円
30分以上	7940円	794円	992円	1190円
1時間以上1時間30分未満	10900円	1090円	1363円	1635円

＊准看護師が訪問する場合

利用時間等	基本料金	利用者負担金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	2730円	273円	341円	410円
30分未満	4060円	406円	508円	609円
30分以上1時間未満	7150円	715円	894円	1073円
1時間以上1時間30分未満	9810円	981円	1226円	1471円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

○サービスの加算料金

加 算 項 目		料金	利用者負担金
初回加算（Ⅰ）		3500円	350円
初回加算（Ⅱ）		3000円	300円
退院時共同指導加算		6000円	600円
中山間地域等の小規模事業所加算		一回につき所定単価 数の100分の1	
サービス提供体制加算Ⅰ		1回につき6単位	
看護・介護職員連携強化加算（介護予防除く）		2500円	250円
複数名訪問加算 （Ⅰ）	所要時間30分未満の場合	2540円	254円
	所要時間60分以上場合	4020円	402円
複数名訪問加算 （Ⅱ）	所要時間30分未満の場合	2010円	201円
	所要時間60分以上場合	3170円	317円
長時間訪問看護加算		3000円	300円

- 初回加算（Ⅰ）は新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、施設等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に所定単位を加算します。は訪問を行った場合に、（Ⅱ）はそれ以外の日に訪問を行った場合に算定します。ただし、退院時共同指導加算を算定している場合は算定しません
- 初回加算（Ⅱ）は新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った日の属する月に1月につき所定の単位を加算します。
- 退院時共同指導加算は入院中又は入所中の者が退院または退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後に、退院または退所後、初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、退院または退所につき1回に限り加算します。初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しません。

- ・ 看護・介護職員連携強化加算は指定訪問介護事業所と連携し、訪問介護等が利用者に対し、特定行為業務を円滑に行うための支援を行った時に1月に1回に限り加算します。
- ・ 長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算します。
- ・ 複数名訪問看護加算は、利用者またはその家族の同意を得て、2人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師または理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

＊利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域等に居住されている場合は、1回につき所定単位数の100分の5を加算します。なおこの加算の場合は、実施地域以外においても交通費は発生しません。

＊なお、健康保険の場合は、診療報酬告示上の額とします。

（１） その他の利用料

交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は下記により請求いたします。

指定訪問看護サービスを医療保険に基づきご利用の場合は、運営規程の定めに基づき、交通費の実費額を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は下記により請求いたします。

交 通 費	通常の事業の実施地域を超えた地点から1 kmにつき	50円
-------	---------------------------	-----

（２） 休日加算料

医療保険利用の場合の休日緊急訪問は、交通費の他に休日加算料1500円（税込）をいただきます。

（３） エンゼルケア料12000円（税込）を請求いたします。

（４） キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、至急事業所までご連絡ください。キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます。但し利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

① 前日17時30分までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
② 12時間前までにご連絡の場合	介護報酬告示上の額の50%
③ 12時間前までにご連絡のない場合	介護報酬告示上の額の70%

（５） 利用料金などのお支払方法

毎月10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求書受領後10日以内に請求書を大杉病院受付窓口まで持参していただきお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。（お支払い方法は現金のみでお願いいたします）

8. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置いたします。

① 当事業所の相談苦情連絡窓口

TEL：0866-56-1800

担 当 部 署： 大杉病院訪問看護ステーション

担 当 者： 末永 京子

受 付 時 間： 午前8：30～午後5：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村で受け付けております。

② 行政機関等

当事業所以外に下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※行政機関その他苦情受付機関

受付時間8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

◎高梁市役所健幸長寿課

高梁市松原通2043

電話（0866）21-0299 FAX（0866）-23-0655

◎高梁市健幸長寿課 苦情処理班

電話（0866-42-2522）

◎岡山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

岡山市北区桑田町17番5号

電話（086）223-8811 FAX（086）-223-9109

9. 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護計画書の作成

主治医からの指示を受け、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。

(2) 訪問看護の提供

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導・助言
- ⑨ カテーテル等の交換・管理
- ⑩ その他在医師の指示による医療処置

10. 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

1 1. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		

1 2. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当事業所は、利用者に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供開始に際し、利用者及びその家族に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

訪問看護及び介護予防訪問看護

事業 者	岡山県高梁市柿木町 24 医療法人慶真会
事業 所	岡山県高梁市柿木町 28 番地 1 大杉病院訪問看護ステーション

説 明 者

職 名 _____

氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明と交付を受け、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供開始に同意しました

利用者 住所

氏名 _____

代理人（身元引受人） 住所
（続柄）

氏名 _____

個人情報保護の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、利用者及び家族は、医療法人 慶真会（事業所：大杉病院訪問看護ステーション）が、私及び家族の個人情報を下記の利用目的で必要最低限の範囲で使用・提供・または収集することに同意します。

1. 利用期間 介護、医療サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

2. 個人情報の使用目的

- (1)介護保険における介護認定の申請及び更新・変更の為
- (2)利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供される為に実施するサービス担当者会議での情報提供
- (3)医療機関・福祉事業者・介護支援専門員・介護サービス事業者・自治体(保険者)・その他の社会福祉団体などとの連絡調整のため
- (4)利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要のある場合
- (5)利用者が利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6)行政の開催する評価会議・サービス担当者会議
- (7)その他サービス提供で必要な場合
- (8)上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡などの場合

3. 使用条件

- (1)個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- (2)個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代筆者 氏名

ご家族 住所

氏名

続柄